

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南房総市長 石井 裕

市町村名 (市町村コード)	南房総市 (12234)	
地域名 (地域内農業集落名)	深名基盤整備地区 (深名集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、南房総市の西部に位置する富浦地域内で令和4年に完了した県営豊岡深名地区土地改良事業深名工区をエリアとし、用水は普通河川丹生川から揚水機により取水しパイプラインが整備されている。主な生産作物は1法人5農業者を担い手として水稻及び食用ナバナの栽培に取り組んでいる。
市内全般に高齢化・後継者不足に陥る懸念があり本地区においても新たな担い手の確保・育成が急務である。
【地域の基礎的データ】
17戸(農業委員会農地台帳)・担い手農業者6件(うち法人1件)

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻及び地域の特産品である食用ナバナを主要作物とし、担い手が安定した営農を継続できるよう、地域全体で環境保全や農地利用の仕組みづくりを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

土地改良事業深名工区内の農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員・農地利用最適化推進委員及び深名基盤整備組合と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、農業委員、農地利用最適化推進委員、農地バンク及び深名基盤整備組合と調整し段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農作業の効率化のため、道路の舗装や雨水排水処理対策を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県農業事務所・JA・市・(一財)南房総農業支援センター等関係機関が一体となり、新規就農希望者等の育成・支援を強力に進める。 支援制度の情報提供や研修先の農業経営体の紹介、研修ほ場の確保など地域計画内の農地利用に配慮する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化を図るため(一財)南房総農業支援センターによる耕耘、畝立て、施肥、草刈り等コントラクター事業を必要に応じて活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等鳥獣による被害が増加傾向にあり、捕獲や防護柵の改修など対策を検討する。
⑦担い手が畦畔の除草作業の効率化を図るため、土地に影響の少ない除草剤の使用について地域で合意形成を図る。